

生駒市議会議員各位

182（イチハチニ）委員会

野口 晴利

石尾 修一

内橋 裕和

上埜 弘

草場 暁美

連絡先：生駒市東新町 2-10 市民オフィス

TEL：0743-71-7700 FAX：0743-71-7800

生駒山麓公園の指定管理業務に関する質問状

平素は市民の福祉向上にご尽力賜りありがとうございます。

私たち「182委員会」は、小紫市長に対して「生駒山麓公園で182人の障がい者の就労支援、生活支援の場をつくる約束を反故にしない」という明言を求めて活動しております。

ご存知のように、生駒山麓公園は、平成26年3月生駒市議会で指定管理者選定議案が可決し、同年7月から現在の指定管理者「モンベル・あおはに共同体」が管理運営を行っています。

平成27年1月から3月にかけて生駒山麓公園ふれあいセンターの改修工事が行われ、その際、障がい者が安全に働くスペース（障がい者一人あたり3㎡）を確保するとして厨房が拡張されましたが、その一部が食品加工場になり、そこで就労支援サービス利用者が製造した食品が公園外に出荷、販売されていたことが今年6月に議会で明らかになりました。

9月7日には奈良県知事もこの行為について「公園施設は都市公園の効用を全うするために設けられると規定した都市公園法第2条第2項に抵触しており不適切」として、生駒市に対して都市公園法第31条の規定に基づき改善要請を行っております。しかし、これに対して小紫市長は「不適切だが、全体の中では一部なので直ちに違法とは言えない」と議会で答弁しています。

食品の製造出荷は、生駒市自らが行った改修工事の結果、招かれた問題行為であり、指定管理者の判断だけで行い得たのか、市の関与はまったくなかったか、私たちは疑問に思っています。

また、当初、「モンベル・あおはに共同体」が市に提出した就労支援計画の提案書は、140人の昼間支援（就労支援、生活介護等）と42人の夜間支援（グループホーム）を行うというものでしたが、そのうち40人が就労支援を受けられる予定であった「モンベルストア・ビジターセンター」は、生駒市が平成27年2月に林野庁に補助金を申請し、満額回答の内示まで受けながら同年7月に申請を取り下げてしまいました。同じく40人が支援を受けられる予定だった「展望レストラン」（社会福祉法人青葉仁会が設置）も集客が見込めないとして建設に至っていません。現在行われている支援は、ふれあいセンターレストランにおける就労継続支援B型（定員10名）と生活介護（定員10名）ですが、生活介護についても、支援実態が奈良市への事業

所指定届出内容と異なっていたことが今年9月の決算審査特別委員会で明らかになったほか、専用スペースが必要な生活介護や自立訓練は、都市公園の中では設置困難ということもわかってきました。

私たちは、平成25年に廃止になった重度心身障害者等福祉年金を財源として実現される生駒山麓公園での就労支援計画に大いに期待しておりましたが、その実現が危うくなっている今、不安と怒りを覚えています。

さらに「モンベル・あおはに共同体」は一者指定で「選考」されましたが、指定管理者は10年間で17億円の指定管理料を受け取るほか、指定管理施設外の施設（野外活動センター、フィールドアスレチック、レストラン、プール等）を10年間で約100億円の施設使用料を生駒市から免除されて占用し、「自主事業」を行えるようになっていきます。にもかかわらず、その事業報告、収支報告書は不明な点が多く、特にレストラン事業の収支報告書については、支援員の給与など事業所の基盤整備に充てられるはずの障がい福祉サービス事業費（国・県・利用者の居住自治体から支出）が収入に計上されておらず、問題あるものになっています。しかし、市みずからその不明を正すことはありません。

平成26年3月、当時の議会が全会一致で可決し指定された指定管理者ですから、現在の生駒山麓公園での障がい者支援の状況や指定管理業務の問題については、きっちりと議会全体で不明を正していただきたいと私たちは思っております。つきましては、議員の皆さまがどのようにお考えになっているのかご意見をお聞かせいただきたく、下記の点についてお尋ねします。

なお、ご回答は上記連絡先に郵送もしくはFAXで12月22日までにお送りいただきますようお願い申し上げます。ご回答いただいた結果を「182委員会」のFacebookページにて公表させていただきますのでご了承ください。

記

1. 182人の支援計画の実現が危うくなっています。当初提案の実現に向けて生駒市議会としてどのように取り組むべきとお考えですか。
2. 会計上の不明な点を正すため、地方自治法第98条第2項に基づき、議会が監査委員に対して生駒山麓公園の指定管理業務及び自主事業に関する監査の請求をすることについてのお考えをお聞かせください。
3. 都市公園の中に設置できない福祉事業所や食品加工場がどのような経緯で可能になったのか、指定管理者と生駒市、奈良市、設計業者との間でどのような協議があったのか、議会答弁や行政文書からはわかりません。真実を明らかにするためには関係人の出頭や記録の提出請求が可能な地方自治法第100条に基づく調査を議会が行うことについて、ご意見をお聞かせください。